

<変わる主婦の働き方>

社会保険の加入義務 年収130万→106万円に

2016年7月4日「東京新聞」

◆「保険料負担なし不公平」

社会保険料負担を避けたいパートの主婦からは抵抗感の強い新制度だが、専門家の見方は異なる。サラリーマンの夫に扶養される主婦が、社会保険料を納めなくても年金がもらえる「三号制度」の是正につながると見ているからだ。

「保険料を納めなくても給付を受けられる仕組みは時代に合わない」と指摘するのは、岐阜大の大藪千穂教授(生活経済学)だ。三号制度は、主婦の老後の生活保障として一九八六年にできたが、働く女性が増えた今も、仕組みの大枠はそのまま残されている。

このため、夫が自営業の主婦は国民年金と国民健康保険の保険料を払い、二十歳以上の学生も国民年金保険料の納付義務があるのと比べ、不公平との声が強まっている。

「制度変更の本当の狙いは、年金と健康保険財政の改善と、不足する労働力の確保」と大藪教授は指摘しつつ、「主婦も保険料を納める制度になれば、不公平感が減る」。従業員五百人以下の会社に勤める人などは新制度の対象外となったが、「三年以内の見直しで、対象者は今後増えるだろう」とみる。

年金制度に詳しい名古屋市の社会保険労務士、高木隆司さん(60)は「社会保険に加入すれば、メリットもあります」と説く。

例えば月収十万五千円(年収百二十六万円)の人の場合、毎月の厚生年金保険料は約九千円、健康保険料は約六千円になる。その収入で十年間働くと、年金には年額七万円ほどが上乘せされ、支給開始から十七年目以降は厚生年金保険料の納付分を上回る。高木さんは「私たちが出し合った保険料で支え合うのが社会保険制度。目先の損得勘定にとらわれず、持続可能なあり方を考えることが大事」と呼び掛ける。

◆10月までに会社と相談を

<仕組みは> サラリーマンの夫がいるパートの主婦は現在、週におおむね30時間以上働くと、自分の勤務先の厚生年金と健康保険に加入している。30時間未満でも年収が130万円

以上だと、夫の扶養から外れて国民年金と国民健康保険(国保)に入る。手取りが減ることから「130万円の壁」と呼ばれる。

年金機能強化法施行などで、10月から新たに厚生年金と健康保険の加入対象となるのは▽1週間の勤務時間が20時間以上▽1年以上雇用される見込み▽月収8万8000円(年収約106万円)以上▽学生でない▽勤務先の従業員が501人以上の条件をすべて満たす人。厚生労働省によると対象は約25万人。

「月収8万8000円」の計算には、ボーナスと残業代、交通費は含めない。対象になりそうな人は10月までに会社と相談し、労働時間などの契約内容を決める。

今回は制度変更の対象にはなっていない学生や、従業員500人以下の会社で働く人は、週に30時間以上働くか、年収130万円以上だと、現行の通りに社会保険適用の対象となる。



パート主婦への社会保険の適用拡大について、読者のご意見を募ります。〒100 8525 (住所不要) 東京新聞生活部「変わる主婦の働き方」係へ。ファクスは03(3595)6931。メールは seikatut@tokyo-np.co.jp

10月から新たに社会保険に加入するパートの条件

- 1 週の労働時間が20時間以上
- 2 1年以上雇用される見込みがある
- 3 月収が8万8000円以上
(ボーナス、残業代、交通費は除く)
- 4 学生でない
- 5 従業員501人以上

